

平成30年度 事務事業評価シート

事務事業名		要保護児童支援ネットワーク				所管	区民部 子ども家庭支援センター		
事務事業の概要	行政計画	事業NO.	206	計画事業名	要保護児童支援ネットワーク				
	長期総合計画体系	[基本目標] Ⅲ-2. 次の世代の育成				事業の開始・終了年度			
		[小 柱] (1)安心して子育てできる環境づくり				[事業開始]	平成13年度		
		[施 策] ③配慮を要する子どもや家庭への支援				[終了予定]	- 年度		
	根拠法令等	法令(義務)	[法令等名]	児童福祉法、子ども・子育て支援法、児童虐待防止法、台東区要保護児童支援ネットワーク設置要綱					
	事業対象	直接の対象 : 0~18歳未満の虐待などの要保護児童及び家庭 最終的な対象 : 同上							
	事業目的	児童虐待や不登校、非行、心身に障害がある子供や養育が困難な家庭などの要保護児童及びその保護者に対して、台東区要保護児童支援ネットワークを設置し、関係機関との緊密な連携をすることにより支援する。							
	事業内容 [29年度]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・台東区要保護児童支援ネットワークの運営(代表者会議等、要保護児童・家庭に対する相談支援等)</li> <li>・「子どもを守る地域ネットワーク巡回支援」事業を実施</li> <li>・児童虐待防止・要保護児童等に関する啓発活動の実施</li> <li>・子育てに悩む親を対象としたグループカウンセリングの実施</li> <li>・養育家庭体験発表会の実施</li> <li>・虐待通告等の受付窓口である「24時間受付電話」の設置運営</li> </ul>							
委託の有無	一部委託	委託内容		24時間受付電話の夜間・休日受付の委託					
補助金の有無	国・都								
事務事業の実績	種 別	指標の名称	単位	31年度 目標値	27年度 実績	28年度 実績	29年度 実績		
	活動指標	関係者会議で検討したケース数	件	増大	-	1,462	3,755	-	-
		成果指標	要保護児童数	人	減少	466	460	430	減少
		新規養護相談(虐待等)件数	件	950	885	969	1,084	800	135.5%
	決算額 (単位:千円)				27年度		28年度		29年度
	事務事業コスト (単位:千円)	人にかかるコスト(人件費など)			26,057		20,911		20,092
		物にかかるコスト(物件費・維持補修費)			53,041		57,937		69,215
		その他のコスト(扶助費・補助費など)			7,897		1,745		716
		総経費			1,648		2,149		2,116
	財源項目 (単位:千円)	受益者負担額(使用料・手数料・負担金など)			0		0		0
その他特定財源(国や都の支出金・財産収入など)			9,631		10,754		18,689		
一般財源(区負担額)			52,955		51,077		53,358		
前回評価から29年度に改善した事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要保護児童の有無にかかわらず学校などの関係機関に定期的に巡回訪問、情報共有を行う「子どもを守る地域ネットワーク巡回支援」事業を実施し、ネットワークの強化とともに早期に支援体制がとれるよう連携強化を行った。</li> <li>・児童・生徒向けの啓発事業を開始し、小中学校各1校実施した。</li> </ul>								
評価の視点	評価	評価の理由							
	必要性	4	児童虐待は発生予防から児童の自立支援に至るまで、迅速かつ連続した対応が必要である。また、個々のケースについて関係機関との情報交換を密に行い、連携して対応しなければならない。新規養護相談は増加しており、必要性は高い。						
	効率性	3	複雑な問題を抱えるケースが増加しており訪問や面接、事務作業などが増加している。また、「子どもを守る地域ネットワーク巡回支援」事業を実施することで、早期に相談につなげることができ効率化が図られた。						
	手段の適切性	4	関係法令に基づき、関係者会議によって関係機関との情報交換を密に行っている。関係機関と連携し、継続的な支援を行うことで適切に対応している。						
目的達成度	4	要保護児童数はやや減少した。早期に相談対応し、関係者会議等でもきめ細かく実施していることにより効果がでている。							
[総合評価] ※上記4つの視点を踏まえ、事業全体を評価。区民生活への影響を十分考慮すること。					今後の方向性				
児童福祉法の改正により、東京都児童相談所と子ども家庭支援センター間の要保護児童対策に関する「東京ルール」が改正されることとなり、地域における更なる支援・相談体制の強化が求められている。そのため、台東区全体の関係機関のネットワークや仕組みを強化するとともに、虐待防止の啓発や予防支援に取り組んでいく。					拡大		拡大 改善 維持 縮小 廃止・終了		